

平成30年度 随時監査（工事監査）の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 随時監査（工事監査）
- 2 監査対象 吉崎海岸観察路改修工事  
都市整備部河川排水課
- 3 監査実施期間 平成31年 1月23日から平成31年 1月24日まで
- 4 監査結果報告 平成31年 3月18日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【河川排水課】

<p>(1) 施設管理について ア 波が高いときなどに施設の使用制限措置をとったり、観察路上に飛来し堆積した砂を除去したりするために当該施設に施すべき措置又は対策について、施設の安全管理が徹底されるよう施設管理を担う部署と調整を行うこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月31日 利用に当たっての注意事項を表示した看板を設置するなどの措置や観察路上に堆積した砂の除去など、観察路の維持管理・安全管理のため必要な対策について施設管理を担う環境保全課と調整を行った。</p>
<p>イ 海岸に設置される施設であり、海風による影響が懸念される。部材の腐食防止措置が適切に行われているかなど、竣工時の検査はより入念に実施するとともに、その後も定期的に確認を行うことにより適切に施設の維持管理ができるよう施設管理を担う部署と調整を行うこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月31日 竣工時に部材のメッキ処理等の腐食防止措置について検査を行い、適切に行われていることを確認した。観察路の主な部材はより腐食性の少ないプラ擬木としたが、他の部材を含め海風による影響も考慮し定期的な確認を行い適切な維持管理を行うことを施設管理を担う環境保全課と調整を行った。</p>
<p>(2) 東屋について 東屋の床面については、コンクリート打設工事を行わない計画となっているが、今後の利用方法や除草対策などの維持管理方法を十分に考慮したうえで、より効率的に管理していくことができる床面とすることについて関係部署と調整を行うこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月31日 効率的な東屋の管理方法について関係部署である環境保全課と調整を行った。東屋を設置した場所は、これまでは利用者が多く余り草の生えない場所であったが、今後の利用状況を見ながら適切な維持管理を行っていくこととした。</p>
<p>(3) 景観への配慮について 改修する観察路と新設する東屋がある敷地には既にコンテナが置かれているが、これらの工作物が敷地全体として景観になじんだものとなるよう関係部署と調整を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月31日 当該コンテナは、楠地区まちづくり検討委員会が、漁港管理者である四日市市長から漁港漁場整備法第39条の規定に基づく土地の占用許可を受けて、吉崎海岸の清掃活動に必要な清掃道具の収納保管庫として設置しているものであることから、市が塗り替えや撤去を行うことは困難であることを確認した。</p>

<p>(4) 廃棄物の処分について 未だ施工の途中ではあるが、工事に伴う砂浜の掘削により排出された多数の大きな石や、工事の過程で発生した残材が現場に置かれていた。工事が終了するまでに、これらの廃棄物の適切な処分を徹底すること。 【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 2月28日 施工中に発生した石については適正に処分し、工事の過程で発生した残材については工事完成時に清掃を行った。</p>
--	--